

8 | H I V感染者等

(1) 現状と課題

近年の医学や医療の進歩により、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになっており、様々な支援体制も整備されつつあります。

今後の課題としては、H I Vに感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、青少年、外国人、同性愛者など感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられる特別な配慮を必要とする人々のことを重視する必要があります。

感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要です。

また、ハンセン病^{*}に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。これは、らい菌の感染力は極めて弱く、通院による治療で完治するという病気に関する正確な知識の普及が不十分であったことに加え、患者を療養所へ隔離する政策が長期間続けられたことなどによるものと考えられます。

患者等の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化と相まって、現在も療養所の生活を余儀なくされています。

(2) 施策の方向

1) H I V感染者・エイズ^{*}患者

H I V感染者・エイズ患者等の感染症の患者の人権を尊重し、偏見や差別の解消のため1999年（平成11年）エイズ予防法は廃止され、同年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。また、同法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」が2012年（平成24年）1月に改正されました。

この法律の理念に鑑み、H I V・エイズに係る正しい知識の普及・啓発及び教育並びに患者等に対する人権を尊重した、良質かつ適切な医療の提供について、重点的に施策を実施します。

・患者の人権の擁護及び個人情報の保護

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

・偏見や差別の撤廃

H I V感染者・エイズ患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世

界エイズデー」（12月1日）に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズの正しい知識の普及を図ります。

・個人を尊重した十分な説明と同意に基づく相談・検査の実施

HIV感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

2) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

・偏見や差別の撤廃

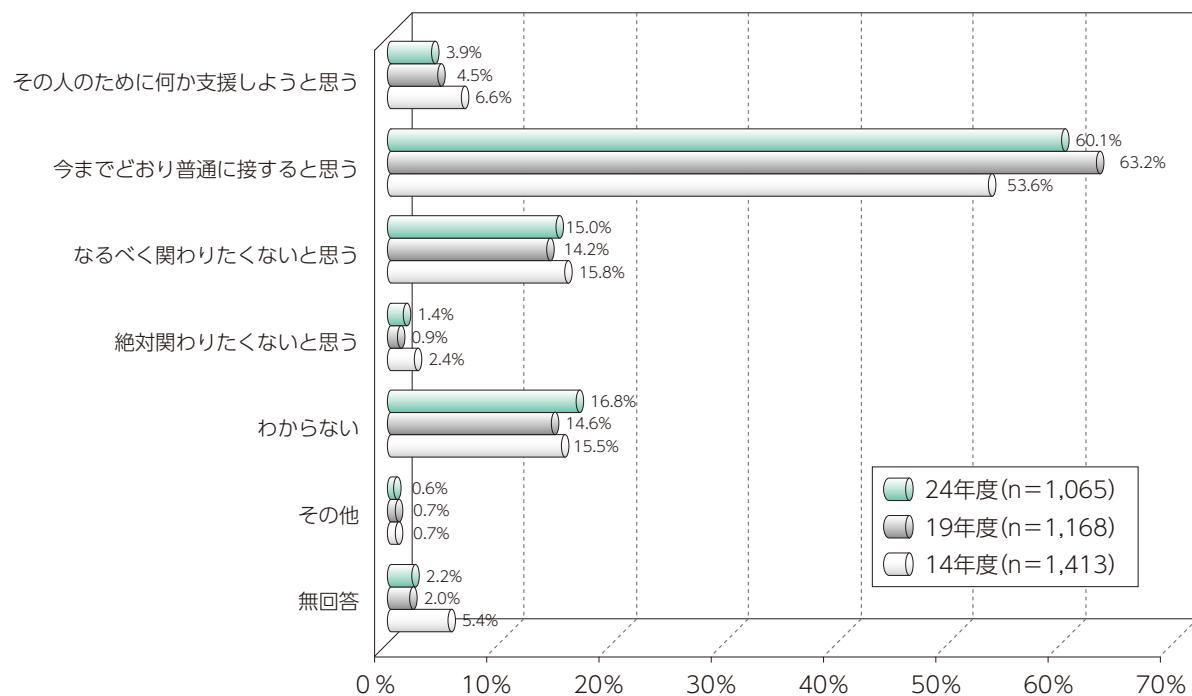
ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

・入所者への支援

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

■ 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方

Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。次の中から 1 つだけ選んで○をつけてください。



■ ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なこと

Q ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のためには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを 3 つまで選んで○をつけてください。

